

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和6年8月5日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

「イソチアニル」「イプロジオン」「チオベンカルブ又はベンチオカーブ」「チフルザミド」及び「パラコートジクロリド又はパラコート」

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和6年1月27日（土）～ 同年2月25日（日）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 2件
- ・郵送 0件

(2) 提出意見の総数 2件

(3) 提出意見に対する考え方 別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>こんなの反対に決まってるでしょ。 毎度、世界と逆行し悪いほうに規制を緩和することにあきれてしまう。 環境を壊し、病人を増やし、人減らしをして、病院や製薬会社が儲かり、政治家も地位を保ちおこぼれに預かる構図は徐々に国民にばれてますよ。 後で断罪されないように早く国民目線の役所仕事に励んでください。 そうそう厚生労働省の人はワクチン打つの忘れないように。</p>	<p>農薬については、ヒトや環境等への影響について最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。</p> <p>水質汚濁に係る農薬登録基準は、水の利用が原因となって人に被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばない値として設定されています。設定に当たっては、農薬の成分の公共用水域における環境中予測濃度（水濁 PEC：水質汚濁の評価の観点から予測した濃度）が当該基準に適合することを確認しています。</p>
2	<p>イプロジオン、チフルザミドの ADI 比は約 4 割と高い数字になっており、リスク回避の観点から基準値を厳しくすべきではないか？</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、No. 1 の回答を御参照ください。</p> <p>食品中の農薬の残留基準については、厚生労働省（現：内閣府消費者庁）において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、作物中の残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会（現：食品衛生基準審議会）において専門家等の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定されていると承知しています。</p>